

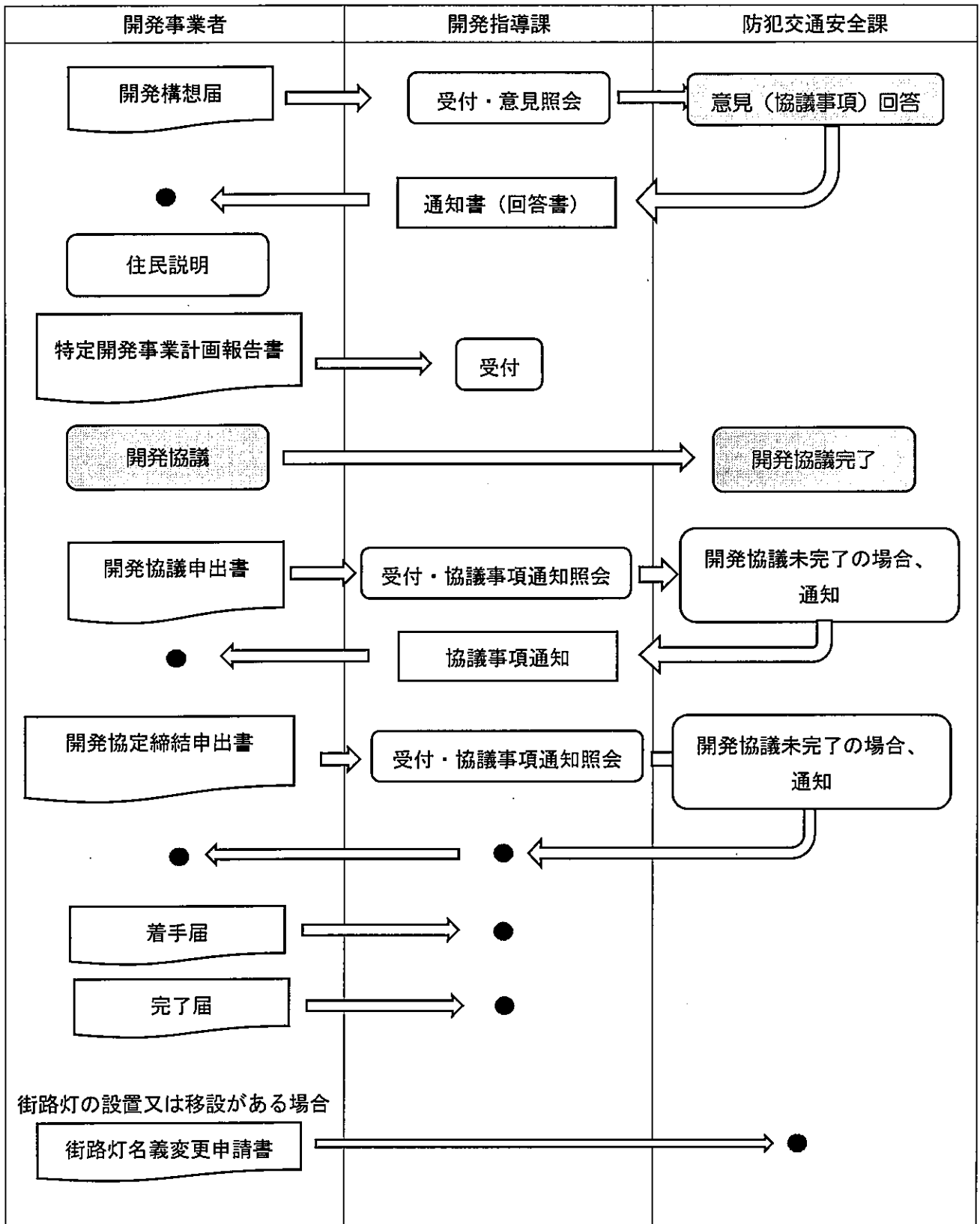
**工事用車両の安全運行
自転車等駐車場の設置
防犯対策**

開発協議の手引き

宝塚市 防犯交通安全課

令和4年4月1日

協議の流れ



協議内容

1 工事用車両の安全運行について

工事中の交通安全対策について、次の項目について協議を行ってください。

■ 次の①～④までを明示した「運行経路図」を提出してください。

- ① 開発事業区域から幹線道路（開発まちづくり条例第12条第1項第4号に定める幹線道路）までの工事用車両の運行経路
- ② 工事用車両の運行に係る交通整理員（ガードマン）の配置位置
- ③ 工事用車両が開発事業区域外で待機する場合は、その待機場所
- ④ 交通規制箇所の通行許可、道路使用許可の必要がある場合は、その位置と諸官庁への手続きの有無を明示

■ 近隣住民等への説明状況

・開発指導課に提出した「特定開発事業計画報告書」の第1面から第5面まで及び近隣住民の範囲を示す図書の写しを提出してください。

■ 通学の安全についての協議状況

・教育委員会に提出した「建築工事事前協議（通学安全関係）報告書」の写しを提出してください。

■ 工事用車両の「安全運行に関する報告書」（様式No.02）を提出してください。

2 自転車駐輪対策について

自転車駐輪対策について、次の項目について協議を行ってください。

■ 駐輪台数については、施設の用途に応じて次の台数以上確保してください。

施設の用途		設置台数
百貨店、スーパーマーケット、小売店舗		店舗面積 20 m ² につき 1 台
銀行		店舗面積 25 m ² につき 1 台
集合住宅 (共同住宅・長屋住宅)	ファミリータイプ	1 戸につき 2 台
	ワンルームタイプ (専用面積が 30 m ² 未満の住宅)	1 戸につき 1 台
多目的ホール（会議室等）		収容人数 10 人につき 1 台
その他の施設（戸建は除く）		必要台数

■ 駐輪区画の規模（平置きの場合）は、次の規模を確保してください。

自転車、原付バイクの別	必要規模
自転車	幅 600mm 以上×奥行 1,900mm 以上
原付バイク	幅 800mm 以上×奥行 1,900mm 以上

※設ける区画の内、1台以上は原付バイクの規模を確保してください。

- 自転車駐輪台数及び駐輪区画の規模が確認ができる配置図を掲出してください(ラック式の場合はカタログを添付)。

3 防犯対策について

- 敷地出入り口への照明設備の設置などの防犯対策を示してください。
- 自転車駐車場への照明設備の設置などの防犯対策を示してください。

4 宝塚市自転車駐車場附置条例について

- 商業地域、近隣商業地域では、宝塚市自転車駐車場附置条例第9条の規定に基づき市長に届出をし、施設の用途に応じて次の表の台数以上自転車駐車場を設置してください。

施設の用途	施設の規模	駐車場の規模
百貨店、スーパーマーケット、小売店舗等	店舗面積が 400 m ² を超えるもの	店舗面積 20 m ² につき 1 台
銀行	店舗面積が 500 m ² を超えるもの	店舗面積 25 m ² につき 1 台
遊技場	店舗面積が 300 m ² を超えるもの	店舗面積 15 m ² につき 1 台

様式

開発協議回答書(防犯交通安全課)

開発構想届番号：R〇〇-〇〇〇〇

開発事業者：_____

開発事業区域の位置：宝塚市

意見	回答
<p>1 工事車両の安全運行について、下記の事項を協議すること</p> <p><input type="checkbox"/> 運行経路図を提出すること (ガードマンの配置位置、車両の待機場所、通行規制箇所など近隣住民等に説明した内容を記載)</p> <p><input type="checkbox"/> 近隣住民への説明状況 (開発指導課に提出した「特定開発事業計画報告書」の第1面～第5面まで及び近隣住民の範囲を示す図書の写しを提出)</p> <p><input type="checkbox"/> 学校関係者との協議状況 (学校教育課と交わした「建築工事事前協議(通学安全関係)報告書」の写しを提出)</p> <p><input type="checkbox"/> 「工事用車両の安全運行に関する報告書」を提出すること</p>	<p>別紙「運行経路図」のとおり (通行規制箇所、道路使用許可等が必要な場合は、適切に手続きを行います。)</p> <p>別紙「特定開発事業計画報告書(写)」のとおり</p> <p>別紙「建築工事事前協議(通学安全関係)報告書(写)」のとおり</p> <p>別紙「安全運行報告書」のとおり</p>
<p>2 自転車駐車対策について、下記の事項を協議すること</p> <p><input type="checkbox"/> 自転車駐車場の設置について (共同住宅は戸当たり2台、ワンルームは戸当たり1台以上設置すること。原付バイク用を含むこと。)</p> <p><input type="checkbox"/> 次の通り駐輪区画の規模を確保すること 自 転 車： 幅 600mm 以上×奥行 1,900mm 以上 原付バイク： 幅 800mm 以上×奥行 1,900mm 以上</p> <p><input type="checkbox"/> ラック等の自転車駐車を設ける場合は、カタログを提出</p>	<p>別紙「配置図」のとおり 自 転 車 〇〇台 原付バイク 〇〇台</p> <p>別紙「配置図」のとおり</p> <p>別紙「カタログ」のとおり</p>
<p>3 防犯対策について、下記の事項を協議すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 敷地出入り口への照明設備の設置等、防犯対策を示した図面を提出すること</p> <p><input type="checkbox"/> 自転車駐車場への照明設備の設置等、防犯対策を示した図面を提出すること</p>	<p>別紙「配置図」のとおり照明設備を設置 別紙「配置図」のとおり照明設備を設置</p>
<p>4 商業地域、近隣商業地域で宝塚市自転車駐車場附置条例第3条に該当する施設は、第9条に規定する届出を行うこと</p>	<p>自転車駐車場設置届を提出する</p>

安全運行に関する報告書

令和 年 月 日

宝 塚 市 長 様

開発事業者

住 所 : _____

氏 名 : _____

開発構想届受付番号 第 _____ 号 宝塚市

の開発事業に関して、宝塚市開発事業における共同のまちづくりの推進に関する条例第12条に定める近隣住民に対して、工事用車両の運行について十分に理解されるような方法によって説明いたしました。

つきましては、工事完了まで工事用車両の安全運行に努めるとともに、工事用車両の運行について問題が生じた場合は、誠意をもって協議し問題解決に努めます。

自転車駐車場設置（変更）届出書

（あて先）宝塚市長

届出者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

宝塚市自転車駐車場附置条例第9条の規定により次のとおり届出をします。

店舗 の概 要	名 称			
	所 在 地			
	工事種別	新 築 ・ 増 築	用 途 地 域	商業地域・近隣商業地域
	構造階数		開 店 予 定 日	年 月 日
	従業員数	人	来 客 予 定 数	人/日
	用 途	(1) (2) (3) (4) (5)		
	店舗面積			
※条例の規定による算定台数				
管理者	住 所			
	氏 名			
の自 概 転 車 駐 車 場	所 在 地			
	規 模	m ² (台分)	使用開始予定日	年 月 日
	構造・設備			
※処理欄				

※印の欄は記入しないでください。